

令和5年度第2回一関市子ども・子育て会議 会議録

- 1 会議名 令和5年度第2回一関市子ども・子育て会議
- 2 開催日時 令和6年2月29日（木） 午前10時から正午まで
- 3 開催場所 一関保健センター 1階多目的ホール
- 4 出席者
 - (1) 委員 菅原敏委員（会長）、伊師みゆき委員（副会長）、千葉雅子委員、大林千枝子委員、皆川由紀恵委員、阿部栄美委員、中川玲子委員、塩竈素明委員、杉山浩委員、福士昭委員、千葉もと子委員、菅原里江委員
 - ※ 欠席者 千葉武史委員、千田絢子委員、河野麻希子委員
 - (2) 事務局 鈴木伸一健康こども部長、及川久美子こども家庭課長、岩渕琢哉こども家庭課主幹兼こども企画係長、菅原有紀こども家庭課長補佐兼おやこ健康係長、武田暁子こども家庭課長補佐兼子育て応援係長、渡邊博幸児童保育課入所入園係長、熊谷早祐泉児童保育課入所入園係主任主事、佐藤康隆まちづくり推進部いきがいづくり課市民センター係長、千葉邦雄教育部教育総務課長補佐兼教育企画係長

5 議題

- (1) 一関市子ども・子育て支援事業計画（基本目標2～5）について
- (2) 特定地域型保育事業の認可及び特定教育・保育施設の利用定員について
- (3) その他

6 公開、非公開の別 公開

7 傍聴者の数 0人

8 挨拶

(1) 菅原敏会長

皆さんおはようございます。お忙しいところ会議に出席いただきましてありがとうございます。私のほうから挨拶としてお話したいことが2点あります。

国が昨年の12月にこども大綱を閣議決定しました。その中で目指すのは、子どもの権利を守ることと、子どもの声を大切にすることと言っています。ただ、子どもの権利については今に始まったことではなくて、今から73年も前に日本で児童権利宣言を出して、そのときに児童福祉に関する国民の意識の啓発、子どもの基本的人権について宣言をしたのが73年前です。その後にも、子どもの権利条約が作られてきた

のですが、子どもの権利や幸福というのは、意外と重要視されてこなかったとも言わ
れているところです。

併せて、子どもたちが元気な声をだして賑やかに過ごすというのは、私は当たり前
だと思っていたのですが、昨今はうるさいとか、全国でもそういったことで廃止され
る公園があったり、市内でも設置を検討したが断念したところもあると聞いています。
国会においては、子どもの声は騒音ではないという法律の制定も検討するという、何
かよくわからない状況であり、子どもの声をみんなで喜ぶことができない時代になっ
たと残念に思っているところあります。

子育て支援というのは、支援が必要な人だけではなくて、子どもの健やかな成長を
社会全体で後押ししていくという環境整備が大事であるところがあります。そのため
には、前回もお話がありました地域とのつながりを保ち続けるようにする、市民の意
識の醸成を図り、支え合うなど、もっともっと話し合っていかなければならぬと感
じております。

本日は議事にもありますが、環境整備に係る計画の部分の基本目標 2から 5までに
について、取組の効果を検証して皆さんと意見交換をしたいと思います。前回は声を発
せられなかつた委員さんもおりましたので、今日は全員が声を発せられるような形で
意見交換ができるべくと思っております。

本日はどうぞよろしくお願ひします。

(2) 鈴木伸一健康こども部長

皆さん、おはようございます。健康こども部長の鈴木伸一と申します。本日はお忙
しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、委員の皆様には日頃よりこどもを取り巻く様々な事業にそれぞれのお立場か
ら実践され、ご尽力をいただいておりますことに厚く御礼申し上げます。

今回の子ども・子育て会議は、今年度 2 回目の会議です。皆様ご承知のとおり、こ
の会議の目的は、子ども・子育て支援事業計画を策定するときの審議と合わせまして、
計画の進捗状況等を継続的に点検・評価を行っていく役割を担っていただいているも
のであります。現在の第二期一関市子ども・子育て支援事業計画は、令和 2 年度から
令和 6 年度までの 5 年間の計画でございます。令和 7 年度から令和 11 年度までの計
画を来年度から策定していくこととなるわけですが、これについては、令和 5 年 4 月
に施行されました、こども基本法で「市町村こども計画」の策定が努力義務化されて
います。これに包含する形で、来年度策定ていきたいと思っておりますので、その
際は委員の皆様のご意見をいただきながら、検討を進めてまいりたいと思っておりま
す。

本日は、ただいま会長からお話のありましたように、前回の会議で話題となりました基本目標の2から5までについて説明させていただきます。それから、特定地域型保育事業の認可や各施設の利用定員の見直しについて、皆様方のご意見を頂戴したいと考えております。

一関の子育て環境が、なお一層より良い方向に進めていけるように、忌憚のないご意見を頂戴したいと思っておりますので、本日はよろしくお願ひいたします。

9 審議内容

(1) 一関市子ども・子育て支援事業計画（基本目標2～5）について

資料に基づき事務局から説明を行った。以下、質疑応答等。

委 員 資料の2ページ、一関市要保護児童対策地域協議会について、以前に私どもが支援していたこどもが要対協の支援を受けていたことを、後から知ったことがあった。私どもの事業所に通所されているので、どう考えても関係事業所ではないかと思うが、要対協の関係事業所とはどのような基準で判断されているのか教えていただきたい。

事務局 要対協のケースについては、基本的には学校や保育施設等、こどもを支援するに当たって関係すると思われるところとは情報共有することとしている。できる限り関わっていると思われるところや、関係する方には必要に応じて情報交換などを行っているところだが、当時は関係者の把握に時間を使い、連絡が遅くなってしまったのではないかと推測される。今現在は、できる限りこどもに関わるところを確認して、共有するようにしている。

委 員 調査をしていただければ通所しているところはおのずとわかるはずであるので、できるだけ多くの関係の方と共有していただければと思う。

委 員 第三の居場所について、とても良いと思ってみているが、先ほどの説明ではこの施設で活動できる対象のこどもは、支援を要することだけになるのか。

事務局 そのとおり。市が判断することとしているので、そのようなこどもを対象とすることにしている。

委 員 様々な考え方もあると思うが、障がいを持ったこどもだけを集めるのではなく、もっと広く様々なこども達が集まる中に支援を要することも入ったり、障がいがあるこどもが入ったりするほうがお互いに成長できると思う。有償になるかもしれないが、もっと対象を広くして、もっと気楽に入ることができる、集まれる場所が必要ではないかと思う。

前回の会議でも放課後児童クラブのことが話題になったが、そこは保護者が働いているこどもだけが対象となる。当園で、今年になってすごく保護者の様

子が変わってきたと思われるのは、精神的に不安定な保護者が以前より増えてきている。園の生活に必要なものを準備できず、園で対応している子どもの保護者もあり、そのような保護者の子どもが参加できるような第三の居場所が必要になるのではないかと思う。

事務局 子ども第三の居場所については、例えば、小学校区に1つ又は2つが全学校区にあれば、支援が必要な子ども以外の子どもも集まることが可能かと思われるが、まずは市内1施設目ということで、先ほど見ていただいた資料にもあるように、基本的な生活習慣ができていない部分も含め、支援が必要な子どもをこういった施設で見ていただきたい部分があり、手始めにそういうところから始めていきたいところである。こういう場所が増えていったときには、委員お話しのとおり望ましい形に変わってくることはあるかと思うが、まずは第一歩として進めていきたいと思っている。

委 員 放課後児童クラブは、保護者が働いていない場合や家にいる場合には入ることができないのか。

事務局 原則としては、そのようになる。

委 員 親は家にいるが、十分に養育できないような場合などは考慮していただけないのか。

事務局 現行の制度上では、あくまでも保育に欠ける児童が対象なので、今の時点では親の養育能力が低いということが、保育に欠けることに該当するかどうかの判断は、わからないのが正直なところである。

委 員 私も、不安定な母親に放置されてゲームをずっとやっている子どもなどをみてきている。施設の面積や人数に対しての基準があるので一概には言えないと思うが、居場所として放課後児童クラブは、小学生なら誰でも受け入れができる状態になったほうが良いと感じている。子どもの人権が叫ばれていることはすごく良いことだと思うが、メンタルヘルス研修を市で行うなど、支援者の支援も同時にっていくことが大事と考える。

会 長 放課後児童クラブに関しては様々課題があり、まだまだ解決できていないものもあると踏まえた上で、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携が見えない状況にある。新たに、子ども第三の居場所ができた場合にそれらも含めてうまく連携していく仕組みや、地域が受け皿になって誰でも集えるような場所については、前回の会議の中でも意見があったかと思う。これらは基本目標の「地域で支える仕組みづくり」で謳っていかなければいけないと思っている。

委 員 昨年、仕事の関係で家にいるようになったので、小学2年の子どもに放課後

児童クラブをやめさせた。最初のころは喜んで家に帰ってきてくれたが、しばらくすると放課後児童クラブに行きたいと言い出した。友達もほとんど放課後児童クラブに通っているので近所に友達もおらず、そうなるとどこにも行かず家に1人で過ごすようになるので、受益者負担として有料でもいいので、こどもたちが遊んだり過ごせる場所があれば良いと感じた。

事務局 放課後児童クラブは、国で定めた法律の中で、放課後に家庭に誰もいないこどもを預かる場所としてある。

放課後子ども教室は、そういう制限がない場所ではあるが、全部の地域にあるわけではなく、地域によっては開催回数に限りがあるような現状である。

放課後児童クラブについては、平成27年度に国の規定が変わり、対象が小学校3年生までから小学校6年生までに、受入れの幅が拡がった。しかし、対象は拡がっても受入場所がなく、3年から4年くらい移行期間をかけて増築などの環境整備をしながら、今は小学校6年生まで受入れできるようになっている。ただ、一関小学校は学校の敷地面積が足らず、受入れできない状況にあったが、2年ほど前から大町に放課後児童クラブを作り市内全域からの受入れを行っている。今後、一関小学校を改築するが、その際に小学校6年生までのクラブを作るということで動いている。

それから、後段で説明があるが、資料の8ページの下段に③として「新たな事業や取組」とある。こども家庭庁ができて令和6年度から様々な事業を実施することとなり、家庭支援事業中「子ども第三の居場所」の概要にも記載しているように、こどもだけでなく家庭ぐるみで支援していくこととしている。委員からの意見にもあった親への支援についても、家庭支援事業の中で進めていきたいと考えている。

委員 子ども第三の居場所の開設場所はどこになるのか。

事務局 一関地域の山目地内に整備を進めているが、一関地域だけではなく東のほうにもということで、受け皿となれそうな団体などに声がけするなど動き出し、2つ目の準備にも取り掛かっている。拡がっていくように進めていきたいと考えている。

委員 昨日、小学校のPTAがあり地域で支える仕組みづくりについて話題に出ていた。こどもが地域に住んでいる人を全然知らない。説明の中にもあった、「若い人が他人の干渉を嫌う」というのもわかる気がする。私の地域では、地域の一斎清掃に地区PTAも参加することとして、みんなの顔を覚えてもらうようにしている。小学校に上がるまで、近くに住んでいる同じ年ごろの子を知

らないということもあるので、新型コロナウイルス感染症拡大前よりも、地域のみんなの顔がわかるような取組をしていかないといけないと思った。

会長 地域とこども、地域と保護者のつながりは新型コロナウイルス感染症が拡大して余計に希薄になっていると思われる。子育ての部分だけではなく、地域に関わるまちづくりの部門や様々なものが連携していかないといけない。前回も意見の中にあったかと思う。

PTAの研修会の中で、いちのせき大使の方も地域とのつながりの大切さを話していた。地域で支える仕組みづくりがきちんとできていれば、先ほど委員が言わされたところも解決すると思う。今まででは支援が必要な人への対応について話をしてきたが、支援が不要な人達は漏れてしまっている。そのような人たちでも集まれるような、つながれるような仕組みがとても大事であると思う。前回も意見として出ていたが、事務局から何か考えがあるか。

事務局 前回も地域とのつながりについてはご意見をいただいた。実際、今すぐ何ができるかという部分は難しいところはあるが、来年度の新たな計画策定の中で意見をいただきながら、どのような仕組みが良いのか、子育て部門だけではなく地域づくりなど他の部門と連携しながら、実践できる計画を策定していくたらと思っている。

会長 会長ではなく、1人の委員として提案させていただきたい。現在、地域で支える仕組みづくりに対し、「サロン活動に当たり地域の方々の協力を得ることが難しい」と記載してあるが、私はまだそこまでのアプローチができていないところがあると思っている。これまで関わっている方々にお願いすると「難しい」という声が挙がってくるが、それ以上の拡がりの部分で声掛けをしていない状況にあるので、そこはやっていかなければならない。子育てサロンも、市民センターで行っている子育て活動と連携するなど、市民センターや地域協働体との子育てに関するつながりを大切にしながら、地域で支える仕組みづくりを地域づくりの中で行っていかなければ難しいと思う。

また、誰でも集える居場所として子ども食堂が市内に4か所あるが、まだ4か所である。これについてもネットワークを作つてつながっていき、もっと市内に集える場所が増えていけば、誰でも安心して過ごせる居場所が作れるのではないかと思う。様々なものを組み合わせて、地域で支える仕組みを皆さんと一緒に作つていければと思う。

委員 今の会長の話にも関係していると思うが、自分は困窮世帯のこどもの学習支援をやりたいと思っており、この1年で環境は整ったが肝心のこどもが見つか

らない。社会福祉協議会や民生委員に聞いたりしてみたが、支援を必要としているこどもは隠れて出てこない現状があり、どうしたものかと毎日悩んでいる。小学校低学年くらいの早いうちから少しづつでも勉強を教えていけば、将来は変わってくると思っているが、見つけられないので皆さんのお知恵を拝借したい。

やりたいことは学習支援であり、土曜日の午前 10 時くらいから学習しお昼に昼食を食べるといった支援を、こぢんまりと数名ならできると思っている。何か良い方法がないかご意見をお聞かせいただきたい。

委 員 私は、放課後児童クラブに中学生を入れて、中学生が小学生に勉強を教えることができないかと考えている。なぜなら、中学校も今年から必修クラブがなくなり、どの部にも所属しない中学生がいるため、そういう仕組みができないかと思っている。教えることは自分が学ぶことにもなるので、中学校に働きかけるのも 1 つの手かと思っている。

委 員 子育て支援の現場で働いていれば支援が必要な人はすぐわかるが、支援が必要な人が支援を断ることがあるので、そのアプローチをどうしていったらよいのか、いつも迷っている。

会 長 前回の計画策定の際のアンケートでも、子どもの進学について親の希望が低ければ低いほど、子どもの希望も低いという結果があった。その一方で、子どもは頑張りたいが親はそう思っていないケースもあるので、親の支援も必要かと思う。そこでは子どもの自己肯定感が低いと感じられたので、自己肯定感を高めていくことが必要であり、後で出てくるペアレントトレーニングなどの新たな取組にも期待をしている。

委 員 要保護児童は、市全体でどれくらいいるのか。来年度はさらに増えるのではないかと心配している。どのようにして把握しているのかについても、現状をお聞かせいただきたい。

事務局 市が主として支援している要保護児童については、長期にわたって支援が必要になるこどもが増えてきていることから増加傾向にあり、令和 3 年度は 91 人、令和 4 年度は 39 人増えて 130 人、令和 5 年度は前年度から今時点で 36 人増えて 166 人となっている。

最近は、支援が長期化するこどもに加えて、地域の皆さんからの通告として受ける数も増えてきていると感じている。児童相談所に寄せられる通告も含めると、市全体としての人数はさらに増えることになる。

委 員 要保護児童が増えているとのことだが、そのようなこどもたちは 0 歳児から

保育施設に入っているのか。

事務局 必ずしも就園しておらず、在宅のこどももいる。

委 員 個人的な意見になるが、0歳児から就園できるような仕組みも良いが、親が親として育っていく部分も必要なので、0歳児を預ける場合には保育時間を4時間にするなど、時間制限を設けるなどの工夫が必要である。就園することで、0歳児から集団の中で育てていきながら自己肯定感を高めていくこと、小学生の学習に入る基礎を作っていくことが大切と思うので、市としての育児施策を拡げてほしいと思っている。

(2) 特定地域型保育事業の認可及び特定教育・保育施設の利用定員について

資料に基づき事務局から説明を行った。以下、質疑応答等。

委 員 満3歳になった場合に受け入れる連携園はあるのか。

事務局 何か所かの施設に話はしているが、決定までには至っていないと聞いている。

委 員 将来、1号、2号認定のこどもを受け入れるようになるのか。

事務局 現時点では聞いていない。将来的なことは従業員からの希望による経営者の判断になると思うが、こちらで把握した情報についても共有できる部分は情報提供したいと考えている。

委 員 来年度の市内での入園数は、現在何人か。前年度比ではどうか。昨日、岩手県私立幼稚園・認定こども園連合会の役員会があり、会員園の来年度の入園状況は、前年度比700人を超える減とのことであった。市の会員園では70人程度の減とのこと。既存の園を利用した就園も考えられるのでお聞きする。

事務局 二次調整後の一関市内の入所予定児童は、公立、私立併せて2,053人となっている。昨年度の4月入所予定児童が2,136人だったので、83人の減となっており、毎年これくらい減っている状況にある。

委 員 家庭的保育園を運営しているが、年々児童が減っている。定員が5名でも、なかなか入ってこない。運営にも影響している。当園だけでなくほかの家庭的保育園も定員割れを起こしていて、運営が立ちいかない状況にあると聞いている。企業内保育園であれば従業員の子どもの保育だけを行えば良いと思う。地域のこどもを受け入れる地域枠があるのはおかしいと思っている。

事務局 保育園として認可を受ける場合には、最低でも5人の地域枠を設けることになっていることから、企業内であっても地域枠を設けている。

会 長 子育てをしている親とすれば、自分が働く会社に事業所内保育があれば一番楽だが、それがないので地域の保育園などにお願いしてきた経緯が今まであったと思う。保育の量は、少子化によって全体的に減っているので、施設の善

し悪しの問題ではない考え方で、保育の量を検討していかなければならぬと思つてゐる。

委 員 一関市ではこれ以上小規模保育を増やさないと聞いていたが、そうではないのか。

事務局 この企業は誘致企業でもあり、市内はもとより市外の従業員を考慮すると、事業所内保育も必要かと思うので、認可するところである。

委 員 今回の議事が出た際に、ほかの地域型小規模保育園の園長に話を聞いてみたところ、本当に厳しい、存続の危機と話していた。待機児童が多いときは市から要請で立ち上げたが、今は本当にやっていてよいのか悩んでいると話していた。

平成 29 年度から一関市の待機児童はゼロとなっているが、本当に認可しなければいけないのか疑問に思っている。既存の園の定員の増減で済むのではないかと思うが、市の要請で園を始めた小さな園の思いも汲み取ってほしい。

事務局 ここは誘致企業であるということが非常に大きい。誘致企業だから必ずというわけではないが、資料に記載されているように 5 年以内に 500 人規模の雇用を見込んでおり、女性の社員割合が非常に高く、近隣の市町村から通われる方も多いと思われる所以、認可する必要があるかとの思いがある。

(3) その他

- ① 「一関市こども計画」の策定について
 - ② 「こども家庭センター」について
 - ③ 春休みフードパントリー事業について（お知らせ）
- 資料に基づき事務局から説明を行った。質疑等なし。

10 担当課 健康こども部こども家庭課